



令和7年9月19日

川西町議会議長 鈴木 幸 廣 殿

川西町議会広聴広報常任委員会  
委員長 橋 本 欣 一

閉会中の所管事務調査先進地調査報告について

令和7年第2回川西町議会定例会において許可された所管事務調査について、  
別紙のとおり報告します。

## 令和7年度 広聴広報常任委員会先進地調査報告書

- 1 期 日 令和7年8月28日（木）～8月29日（金）
- 2 調 査 地
  - ①町村議会広報研修会  
日時 8月28日（木）午後1時00分～午後4時40分  
場所 LINECUBESHIBUYA 渋谷公会堂（東京都渋谷区）
  - ②栃木県塩谷郡高根沢町議会  
日時 8月29日（金）午後1時30分～午後3時00分  
住所 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末 2053 番地  
電話 028-675-8111
- 3 参 加 者 委員長 橋 本 欣 一  
副委員長 鈴 木 孝 之  
委 員 伊 藤 進 遠 藤 明 子 寒河江 寿 樹
- 4 目 的 【議会の広聴広報に関する先進地調査】
- 5 報 告
  - ① 町村議会広報研修会・・・3名の講師にて研修会受講
  - (1)『インタビュー記事を足して読まれる広報誌にしよう』  
講師：インタビューライター 丘 村 奈央子 （おかむら なおこ）氏
    1. インタビュー記事にしたい題材を選ぶ
    2. 題材目的を明確にする
    3. 良いレイアウトと文字数を確認する
    4. 目的に合致した質問を準備する
    5. 当日取材する
    6. 書く ※記事設計フォーマットを活用する。
  - (2)『スマートフォンを活用した撮影技術・動画作成の基本～一人でもできる撮影ノウハウ、インタビュー撮影技術～』  
講師：映像講師・映像ディレクター・（公社）日本広報協会  
広報アドバイザー 渡 川 修 一 （おりかわ しゅういち）氏
    1. 顔が明るく撮れる場所で撮る
    2. スマートフォンを固定して撮る
    3. 人の撮り方の構図を理解する
    4. 相手との距離と高さを理解する
    5. 背後にスペースを作る
    6. 撮影現場はお静かに ※6つのルールを守る。

(3) 『議会活性化と連動した広報誌づくり～住民の政治参加をうながすツールに～』

講師：福岡県大刀洗町議会 議会広報委員会 委員長 平 山 賢 治（ひらやま けんじ）氏  
編集にあたっての留意点①言語や数値 行政用語を排して分かりやすい表現に。

編集にあたっての留意点②正確性 正しく要約する。

編集にあたっての留意点③紙面構成 見出し15字以内

②栃木県塩谷郡高根沢町議会

(1) 調査議会 栃木県塩谷郡高根沢町議会広報編集委員会

(2) 日 時 令和7年8月29日（金）午後1時30分～午後3時00分

(3) 場 所 高根沢町役場

|           |                   |           |
|-----------|-------------------|-----------|
| (4) 対 応 者 | 高根沢議会議長           | 加 藤 章 氏   |
|           | 高根沢町議会広報常任委員会 委員長 | 菅 谷 英 夫 氏 |
|           | 高根沢町議会広聴特別委員会 委員長 | 澤 畑 宏 之 氏 |
|           | 高根沢町議会事務局長補佐兼係長   | 森 田 由美子 氏 |

(5) 視察地の概要

高根沢町は、栃木県のほぼ中央に位置し、県都宇都宮に隣接し、東京から約100kmに位置している。総面積は、80.87㎢、人口28,711人（13,098世帯）昭和33年に阿久津町と北高根沢村が合併し、高根沢町が誕生した。昭和44年には、成田国際空港の建設に伴い、本町に宮内庁所管の皇室で用いられる農作物を生産している「御料牧場」が移転した。

(6) 研修内容

1. 議会だよりの編集について

発行部数は、毎号7,600部で年4回を基本とし、自治会加入率が40%と低いことから新聞折込の他、郵送、町内施設への配置を実施している。

議会だよりの規格は、A4版で24ページ・表紙・裏表紙はカラー、内部は2色。また、発行日は毎議会定例会閉会後の翌月の20日としている。

発行に係る令和6年度当初予算は2,457千円である。

編集委員会の体制は、議員6名・任期は2年である。

編集方針として、次の事を掲げ実践している。

- ① 各ページ、文字は出来る限り少なくし、写真や見出しを多く使う。
- ② ホワイトスペース（余白）を意図的に取り入れ、すっきりとした紙面にする。
- ③ 二次元バーコード（QRコード）を利用し、HP内にある記事や資料、映像に誘導する。
- ④ ページにゆとりが出来た場合は、特別企画を構築しそれに充てる。
- ⑤ 請願・陳情、それに伴う議会から提出される意見書は記事にする。
- ⑥ 行政視察や所管事務調査、または、研修等の記事は、目的・内容・感想・今後の展望を必ず載せる。

- ⑦ 肖像権に配慮した掲載（撮影時に、被写体の許可を必ず得る）。
- ⑧ ネット上にあるイラストを使用する際は、著作権と使用許諾の要件を確認する。

## 2. 議会広聴活動について

平成24年10月から第1回議会報告会を開催し、議会活動の報告と併せて、町民との意見交換会を開催している。開催日時と場所を周知し、町民に参加してもらう形式。

平成31年2月から希望のあった地域に出向くようになる。「カフェ・ド・ギカイ」というサブタイトルを付け、カフェでお茶するような雰囲気を目指す。

令和元年11月から各種団体に開催の打診をし、行うようになる。令和2年コロナ禍にて中止するも、令和3年11月より再開する。

カフェ・ド・ギカイは、原則として年4回開催する。2月・4月・7月・11月に自治会や団体（公共機関が設置している団体）等から要請の他必要に応じて開催する。

内容等については、議会の活動状況、予算・決算等の審議状況、その他重要と思われる事項、地域課題等の意見、要望、提言を聞くものとする。議員の発言は、原則として、議会決定事項を中心とし、議員個人の意見を延べてはならない。全議員出席を原則とするが、要請団体側の人数によっては、議会広聴特別委員会が決定した議員が出席する。

開催報告等については、議会広聴特別委員長が、終了後速やかに議員が作成した記録をまとめ、実施報告書を議長に提出する。カフェ・ド・ギカイの内容は、議会HPにおいて公開するほか、議会だよりで公表する。カフェ・ド・ギカイで出された意見・要望等は、各常任委員会に振り分けて審議し、必要に応じて町長に文書で報告・提言するものとする。

上記の2点を中心に質疑応答を行い研修した。

## （7）調査報告のおわりに

町村議会広報研修会は、3名の講師の方々より、それぞれのテーマ毎に講演いただいた。今後の議会だよりの作成に生かしていく。

高根沢町議会では、「町民の皆様に読んでもらえる議会だよりを！」テーマに取り組んでおりました。また、広報常任委員会と併せて、町民の方々の声を聴く、広聴特別委員会設置の体制については、年4回のカフェ・ド・ギカイ開催のご苦勞がうかがえた。

本町の議会だよりの編集作業は6名体制で、さらにアドバイザー4名に参加をお願いしていることが、いかに有意義であるかを改めて実感した。

今後も町民の皆様に向け、より読みやすい紙面づくりを目指していきたい。